

（午前10時45分 再開）

○議長（土井裕美子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

○議長（土井裕美子君） 順番9、10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君） 皆さん、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回、三点ありまして、まず一点目は、橋本市民会館のバリアフリー化についてであります。

橋本市民会館のバリアフリー化は、これまで施設内外の段差の解消など、改善されてきましたが、各種団体がイベントで使用する大ホール内のバリアフリー化について、使用している団体からの要望もありましたので質問いたしたいと思ひます。大ホールの舞台への上りおりには、舞台の正面側または舞台裏側の階段を利用して上りおりするようになっています。つえを使用している方や手足の不自由な方、車椅子の方などは大変であります。

そこで、舞台裏の階段をバリアフリー化する提案であります。階段と車椅子とに切りかえのできる、そういう昇降機があります。ぜひこの昇降機を設置していただきたいという質問であります。利用頻度の問題ではないと思ひます。障がいのある方も健常者の方も誰もが等しく文化活動を楽しめる、発表できる施設づくり、環境づくりは市のイメージアップにもつながります。今、国会でも障がい者についてクローズアップされています。高齢化が進む中で必要不可欠な課題であります。市財政の厳しい中ですが、ぜひ実施の方向で

検討していただきたいと思ひます。

二つ目の大きな項目は、障がい者用多目的トイレ、オストメイト対応トイレについてお聞きします。私は4年前、平成27年3月議会でもこの質問をいたしました。障がい者用多目的トイレ、オストメイト対応トイレについてもう一度質問したいと思ひます。

病気や障がいなどが原因で腹部に人工的に便や尿の排せつ口をつけておられる方が利用するトイレがオストメイトトイレであります。設置状況等について質問いたしたいと思ひます。

一つ目に、現在、橋本市内の公共施設及び民間施設でオストメイト対応トイレはどこに設置されていますか。

二つ目に、現在、公共施設にオストメイト対応トイレを設置する計画があるかをお尋ねしたいと思ひます。

三つ目に、市民の方や観光客の方がわかるように、オストメイト対応トイレが設置されている全ての施設を記載したわかりやすいマップを作成しているかどうかをお聞きしたいと思ひます。

大きな項目三つ目ですが、橋本市災害時要援護者・要配慮者避難支援プランについてお聞きします。この避難支援プランの計画の目的には、「災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者の特性に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします」とあります。この避難支援プランの計画は約5年前の平成26年4月に改正されています。この計画について質問したいと思ひます。

一つは、避難支援プランにあります要配慮

者支援台帳には、何名の方が登録されていますか。

二つ目に、高齢者が要配慮者を支援するような地域・集落が少なくありません。区・自治会や自主防災会、福祉関係者等と連携していかねばなりません。要配慮者の個別支援計画はどうなっているかをお聞きしたいと思います。

大きな質問項目三つであります。ここでの質問はこれで終わります。どうぞご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さんの質問項目1、市民会館のバリアフリー化に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）橋本市民会館のバリアフリー化についてお答えします。

橋本市民会館は昭和43（1968）年に建築され、今年で51年を経過した建物で、耐震化はなされているものの老朽化が進んでいるのが現状です。

本市では、公共施設全体を俯瞰的な視点から戦略的にマネジメントしていくことを目的に、平成28年3月に、橋本市公共施設等総合管理計画基本方針編を策定し、この基本方針編に基づき、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間の個別方針編を定めたところです。

この個別方針編において、橋本市民会館の管理方針は保持としており、管理運営業務は公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定管理者に指定しているところです。

議員ご指摘の大ホール舞台への上りおりに係るバリアフリー化については、指定管理者である文化スポーツ振興公社からも要望が出されており、利用回数は少ないものの車椅子での舞台利用の要望があり、公社職員の複数

人補助により舞台利用がなされていると聞いているところです。

本市といたしましても、ユニバーサルデザイン化の必要性は十分認識はしているところですが、先ほどもご説明しましたとおり、施設として建築年数50年を超える建物であり、現個別方針期間が終了する令和6年度までに次期計画における管理方針について判断する必要があります。その中で今後も市民会館を保持していくと判断した場合は、施設の長寿命化とバリアフリー化も含め、適切かつ計画的な施設の維持管理の方針を決定していきたいと考えています。したがって、大ホールの舞台への車椅子等による上りおりにつきましては、現状の職員補助で対応したいと考えています。

なお、市内には同様施設として産業文化会館（アザレアホール）や東部コミュニティセンターがありますが、両施設には舞台への昇降装置があり、車椅子等による舞台への上りおりがしやすくなっていますので、こちらもご利用いただければと思っていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そしたら、一つ目をお聞きしたいと思います。

バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業としてユニバーサルデザイン化事業というのがありまして、こういう補助制度があります。これは交付税措置が受けられる制度でございます、公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で、当該方針等に基づき実施する事業であることなどが条件ではありますが、事業費の90%の約半分が交付税措置されるものであります。

先ほどの答弁にありました市民会館の今後について個別方針期間は令和6年度までということで、保持するか統合するか廃止の判断をされるということではありますが、現実、正直のところいつまでに結論を出そうとお考えかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）先ほどもお答えしましたとおり、今の管理方針につきましては令和6年度までの方針となっておりますので、それまでのできるだけ早い時期ということで、遅くとも令和5年度ぐらいまでには管理方針のほうは決定していかなければならないというふうに思っております。

それと、先ほど議員のほうからお話がありました個別計画につきましては、その方針に合わせて策定するようなことになるかと思えますけれども、現時点でいつ個別計画を策定するかについては、市の方針は決まっております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）令和6年度までに結論を出す予定ということなんですけど、令和6年度ぎりぎりまでかかるかもわからないという判断でしょうかね。その辺はめどとしては、いつ頃というめどは持たれているように思うんですけど、そうじゃないんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）先ほどもお答えしましたけれども、有利な起債というのがありまして、公共施設の最適化事業ということで、公共施設等総合管理計画に基づいて個別方針を策定した場合に、先ほどもお話がありましたとおり充当率90%で、財政力に応じて30から50%の交付税措置がある事業なんですけれども、その制度につきましては毎年延長と拡充がされておりまして、現在のところ令和3年度までの期間というふうになっております

ので、その制度の動向、延長の動向も今後見きわめながら、計画のほうについては策定していきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）答弁をいただいたように、結論はそういう交付税措置される補助制度、期限が決められているのでそれまでに結論を出して有利な方向で残すということであればそういう結論を出すようにしていかなあかんと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続けていいですか。

○議長（土井裕美子君）1番の質問ですよ。

もうこれで1番は終わりですか。

○10番（高本勝次君）いや、もう一つ。

○議長（土井裕美子君）どうぞ続けてください。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そしたら、ちょっとお聞きしたいんですけど、現状は大ホールの舞台へ車椅子上りおりするために職員の補助でやっておられるということなんですけど、これ、幾つかのご意見を聞いてみましたら、万が一落下した場合の事故が起こった場合の不安ってものすごいありまして、実際にものすごく運んでもらうのは怖いと、乗っている当人にとってみたら。事故が起こった場合のことを考えたらどこに責任があるのかなということなども、ものすごく難しい問題になりますので、それはちょっとどうかと思いますので、すごく気になるんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）現状、職員の補助で対応をさせていただいております。その対応においては、安全性に十分注意して事故のないようにということで心がけておりますし、職員の対応の人数についても十分な対応とい

うことで、団体のほうのご協力もいただいて対応しているというふうなことで聞いております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）聞きにくいですが、これ、もし事故が起こった場合はどうなるんですか。どこの責任の所在になるんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）その事故の原因がどういう状況でその事故が起こったか。管理者側の瑕疵によるものかどうかということで、責任がどちらにあるかというふうなことで変わってくるかというふうには思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そしたら、これ、職員の手で、市民会館の職員か、この市の職員かわからないですけど、それはそしたらものすごく難しい問題なんですけども、そこは運んであげる人側の立場に立ったら、乗っている本人もそうですけども、ものすごく不安というか、今までではなかったからいいんですけども、万が一こうなった場合にかなり複雑な問題が起こってしまうと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）昇降機をつけましても、事故が発生しないというような保証はございませんし、やはり本来ですと抜本的に通路を確保するというのが一番の方策だと思いますので、そういう部分については市民会館を今後どうするか。継続して利用する場合は、そういった通路の確保というふうなことも考えていかなければならないと思いますので、今後の市民会館をどうするか、今の施設を今後も使い続けるのか、新しい施設にするのか、そういう中で抜本的なバリアフリー化、ユニバーサルデザインについては考えていく

必要がありますので、現状の舞台でありますと、人的介助あるいはそういった昇降機を使っても事故というのは、不注意がある場合には起こってしまうことが十分考えられるというふうには思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）昇降機を使っても事故、それは車に乗っていても起こる場合も起こらん場合もありますし、そうじゃなくて人的に運ぶというのは通常の形じゃないので、だから、よく慎重に考えていただいて、事故のときのことも想定して、そんなときはどうするんかということ想定して考えてくださるようお願いしたいんですけど。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

一つ、今そこの舞台袖の話ばかりされているんですけど、あの市民会館ではすり鉢状なんです。これから高齢者の方があそこの階段、じゃあ、上っていけるのかということもトータル的にちょっと考えていかんと、市民会館自体を保持するのか。改修は無理です。もう51年たった建物となると、建て替えらなあかんということにもなりますし、産業文化会館もありますし、東部コミュニティセンターでは昇降機もありますので、使っていただけるというふうに考えています。

3年後に廃止というふうな形のところに、500万円ぐらいは最低要ると思うんですけども、そこまでコストをかけていく、費用をかけていく必要があるのかという問題も実はあると思うんです。私はあの市民会館自体がこんなバリアフリー化できていない施設はないなど、全ての施設の関係でそういうふうには思っています。その中で私たちにとってもできるだけ早いうちに、市民会館を今後どうして

いくのかというふうなことも今考えていきたいと思っています。

実際に、橋本市に市民会館と産業文化会館二つ要るのかという。合併時にそういう議論をされたようでしたけども、なかなかそれは話ができなかったみたいですけども、今後改めてそういう施設を一本化していくのか。例えば、市民会館を建て替えるときには教育文化会館、市庁舎も含めて、どういうふうに建て替えを検討していくのかということもこれからの大きな課題だと思います。庁舎もあと20年ぐらいだと思います。そういうことも含めて考えていきたいと思ひますし、今現存、障がいを持たれた方、高齢者の方には申しわけないんですけども、そういう昇降機のある施設を使っただけでなく、これが現段階ではベストかなというふうに思っています。市民会館自体がバリアフリー化が全くできていない施設であるということもご理解いただいた中で、今後、使いやすい施設のご利用をお願いしたいということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）一つ目はよろしいです。

次、二つ目をお願いします。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、障がい者用多目的トイレ、オストメイト対応トイレに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）障がい者用多目的トイレ、オストメイト対応トイレについてお答えします。

オストメイト対応トイレの整備は、和歌山県福祉のまちづくり条例に規定されており、その設置対象施設については、平成26年1月の改正により、同条例に定める建築物に適用されることになりました。

一点目の、現在、市内でオストメイト対応トイレが設置されている公共施設及び民間施設ですが、まず、公共施設のうちの市の施設では、市役所本庁舎、保健福祉センター、高野口地区公民館等13箇所あり、県の施設では、伊都振興局、県立橋本体育館、橋本保健所の3箇所あります。また、駅では、橋本駅、林田園都市駅の2箇所にあるほか、公園等では、隠れ谷池、くにぎふれあいの里、紀ノ光台南公園の3箇所です。

一方、民間施設については全てを把握できていませんが、市内の大規模店舗であるスーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、家電量販店等27店舗に確認したところ8店舗で設置されています。

二点目のオストメイト対応トイレの設置を計画している公共施設ですが、現在工事中の（仮称）杉村やすらぎ広場でオストメイト対応トイレを設置する計画で工事を進めています。また、その他の新設建築物については、和歌山県福祉のまちづくり条例に従って普及に努めていきます。

三点目のオストメイト対応トイレが設置されている全ての施設を記載したマップについてお答えします。現在、福祉課のホームページで公共施設のオストメイト対応トイレの設置マップを掲載しています。

しかしながら、現在、主に紙ベースで配布している観光ガイド「はしもとまん福なび」には、オストメイト対応トイレの場所を示した地図は記載されていませんので、お問い合わせがあれば、福祉課作成のマップを印刷するなどの対応をしています。今後、観光ガイドの更新を行う際には、観光客が使うことのできるオストメイト対応トイレやバリアフリートイレの情報も掲載するよう努めてまいります。

今後、民間施設のご理解、ご協力をいただ

きながら、オストメイトの方々安心して生活できるよう、オストメイト対応トイレの設置状況や利用可能時間帯の情報提供等に努めていきます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）一点目ちょっとお聞きしたいと思います。今答弁いただきましたが、観光案内のパンフレットを今後更新するときに設置場所を掲載していただけるという答弁の内容だったと思うんですが、そうしていただくとうすごく助かります。

それで、オストメイト対応トイレがどこに設置されているかということがやっぱり観光客に、観光客だけでなく市民も知っておられる方がかなり少ないと思います。そういう当該の人しか知らないと思うんですけども、設置場所を掲載した観光案内パンフレットを、駅、そしてホテル、観光名所、人が多く集まるところに、目につくところに設置していただきたいと思いますと思うんですが、観光客の皆さんもそうしていただくとうすごく親切で、おもてなしのことにもつながるように私、うすごく思いますが、そういったところに、駅やホテル、観光名所、人が多く集まるところに設置、置いていただくようお願いしたんですが、そのような考えでおられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）高齢者の方や障がいをお持ちの方が観光等を訪れる場合に、あらかじめ飲食できる情報であるとか、トイレの情報というのは必要不可欠なものというふうに思っています。議員おただしのように、以前はこういった橋本観光ガイド、地図が大きいものにはオストメイト対応等のトイレ情報が掲載されていましたが、今現在は、

このまん福なびという情報を提供している中で、地図が非常に小さくてトイレ情報が記載できないということで、インターネット、ホームページ等を通じて情報を提供するという判断で、今現在行っているところです。

議員おただしのように、観光客等が本当に本市のそういったトイレ等の情報提供について、温かく考えてくれているということについては非常に大切だというふうに思っておりますので、今後、新しく紙面を更新する際には情報提供をできるように、なおかつ関係機関等でも配布できるように進めていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）ぜひよろしく。そういったことをしていただいたら、観光客の皆さんも安心して、わざわざ尋ねられることも、尋ねてから渡すんじゃなくて見てわかるような、観光案内の地図と一緒に見れたらうすごく助かりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それと、ちょっともう一点お聞きしたいんですが、オストメイト対応トイレのあるところも、先ほど答弁いただきました施設、これからまた新設の民間施設も増えれば増えていくと思うんですが、公共施設のところのトイレには、ここにはオストメイト対応トイレを置いてますよというそういう表示を入りに明示していただいたら、地図を見て場所はわかって、ここにあるんだなということで確認できるし、小さなものでいいですから明示して張っていただけたらと思います。

民間の施設は、これは了解を得なあかんとするんですが、民間の施設でもそういうここにありますよという、トイレの前にそういう表示をしていただけるようにちょっとお願いしていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）トイレの前にはオストメイト対応ということで張ってあるんですけども、施設の前にはなかなか、他市もちょっと調べたんですけども、ないのが今現状です。もう少し他市の状況もちょっと調査させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）表示していただいたほうがすごく親切ですので、何とかその方向で検討して下さるようお願いしたいと思いません。

これで二つ目を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目3、災害時要援護者（要配慮者）避難支援プランに対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（上田力也君）登壇〕

○危機管理監（上田力也君）橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プランについてお答えします。

まず、一点目の要配慮者支援台帳に登録されている登録者数についてのおたただしですが、令和元年10月末時点の名簿登録者数は1,583人となっています。

次に、二点目、個別支援計画についてお答えします。個別計画の作成にあたっては、避難行動の支援などを必要とする要支援者と支援する支援者に区分され、支援者は市の職員ではなく、要支援者が住まわれている地域の皆さまにお願いする、いわゆる共助であり、支援者は市が指名するのではなく地域で決定していただきます。

現在の作成状況ですが、市から自主防災会、区・自治会が主体となった作成をお願いしているところです。しかし、この計画は1人の要支援者に対し、複数の支援者を指名するこ

とが望ましいとされていますが、地域における年齢構成や高齢化など地域特性により支援者の指名に苦慮しており、作成に時間を要していますが、今後とも、自主防災会などとも協力して進めていきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そしたら、一つ目お聞きします。

要配慮者支援台帳、先ほど人数を言っていたいただきましたが、1,583人。その1,583人のうち65歳以上のひとり暮らしの高齢者、それと、身体障がい者、それぞれその登録者の中で何人おられるか、ちょっと人数をお聞きしたいと思うんですが、わかるでしょうか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）お答えします。

まず、65歳以上のひとり暮らしの方は859人、身体に障がいをお持ちの方は501人となっており、ちなみに高齢者、ひとり暮らしの高齢者で、かつ身体に障がいをお持ちの方は180人という状況でございます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）わかりました。そしたら、ちょっともう一つお聞きしたいことは、平成28年4月の熊本・大分地震では、要配慮者の方が一般避難所やユニバーサルデザイン化が進んでいないという事情がありまして、倒壊寸前の自宅や車中泊によって避難生活を送る事例がありました。指定の福祉避難所に入れないこともかなり出てくると思います。

さらに、平成23年の東日本大震災では、ユニバーサルデザイン化されていない一般避難所で長期の生活を余儀なくされた要配慮者が体調を崩して、または悪化する中で死に至るという災害関連死が多発したのが実際であります。

また、災害発生直前までは健康だった方も、けがや避難所での生活が長期間続くことで要配慮者になってしまうことも考えられます。

このような状況を防ぐためには、一般避難所のユニバーサルデザイン化を推進していくことが大事で、要配慮者を含め全ての方が安心して過ごすことのできる避難所の整備が重要になってきます。要配慮者を意識したユニバーサルデザインの避難所を建物の中に再現して、防災訓練を実施してみるということも事前のことで大事ではないかとすごく思います。避難所訓練も防災訓練の計画の中に取り入れていただけるようにしていただきたいと思います。

そのような意味で、モデル地区を設定して避難所訓練、ユニバーサルデザイン化したレイアウト、そういったことを事前にやっぱりいろいろ考えてやってみるということも大事だと思いますので、拠点避難所はたくさんありますので、モデル地区を設定して、いざというときに、そういう要配慮者が福祉避難所へ行けなくても、そういう一般の避難所で何とか過ごせるようにできるようにするための訓練というのは事前にやっておくべきではないかと思えます。そういう意味で、モデル地区で実施してみるということも一度やっておくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）おっしゃるとおりだと思うんです。福祉避難所へ行くに至らないような方を拠点避難所のほうで生活をしていただくという意味においては、やっぱり要配慮者についてはそれなりの配慮のあるユニバーサル的な、そういうような避難区画といますか、福祉コーナーといますか、そういったものをつくっていく必要があると思っております。

この拠点避難所の運営訓練、これについては、9番議員のおただしにもお答えさせていただいたんですけども、今年、この準備委員会というのをこの5月に発足しましたんで、来年度以降においてはおっしゃるとおり、手を挙げていただける拠点避難所があれば、ぜひともそういうモデル的な、そういうようなことはやっていければなというふうには思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）ぜひモデル地域というかを設定して、一度やっておくことが本番になったときに、万が一のときに参考に、いろいろ教訓もそこから出てくるかと思うので、ぜひとも取り入れて総合訓練の中へ入れていただくようお願いしたいと思います。

それと、もう一点お聞きしたいと思います。一般避難所において要配慮者が快適に避難生活を送れるように支援する人といえますか、福祉的な知識を持っている方、避難所運営や関係団体と連携をとっていただける、そういう知識を兼ね備えた人、いわゆる福祉避難サポーターと言われるような人なんですが、そういう人材をやっぱり事前に育成していくことがすごく大事かと思えます。

福祉避難サポーター、サポーターリーダーというのものもあるんですが、これは実際京都府でやっているんですが、福祉避難サポーター、公的資格があるものじゃないんですが、福祉関係に携わっている方、介護に携わっている方とかそういった人たち、そういう知識を持っておられる方がなるんですが、そういう災害ボランティアが来られたときも福祉的な観点からアドバイスをしあげたり、要配慮者を担当している担当班というんですかね、避難所での要配慮者を担当するそういった人たちと連携して、避難所において要配慮者の相談、また支援するいろんなそういうことを実



施するためのアドバイスをしあげたりする係の仕事なんですが、要配慮者のニーズに応じていくためにも、この福祉避難サポーターというのを事前に京都でされているんですが、こういうことを養成、研修していくことはすごく大事だと思いますので、何とかこれ、実施できるように提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）避難所運営ですね。拠点避難所の運営訓練というのは来年度以降でできるところから実施していこうと考えているんですけども、今のマニュアルによりますと、一応避難所運営で八つの班に分かれて運営をしていくというのが望ましいとされているんですけども、そのうちの一つが要配慮者班という、そういう班があります。これは各避難所ごとに、そこの班に従事する人というのを決めていただいて、各拠点避難所ごとの班の人に寄っていただいて、研修なり訓練を受けていただくというふうには思っております。やっぱりこれというのは非常に大事な訓練であるというふうには思っておりますので、ただ、おっしゃっているその京都府がやられているようなきちとしたそういうサポーターとか、あるいはリーダーということではなくて、まずは関係者に寄っていただいて、研修や訓練を行っていきたいというふうには思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）総合訓練をするときに事前のいろんなことを準備せなあかんと思いますが、やっぱり手早くいろいろ混乱せんような体制というのをつくっておかなあかんと思いますので、いろいろ計画は総合的に考えていただいて、こういう人の問題、場所の問題、設備の問題とかね。先ほど言いました避難所でのことなんですが、要配慮者、福祉避

難所まで行くまでもないような軽い要配慮者の人たちがかかり大量に出てくると思うんです、直接。だから、そういう意味で、例えば、段ボールでベッドをつくるとか、それも一つの例ですが、いろいろ工夫していただいて、想定されるいろんなことを考えていただいて、そういったことを、実際にレイアウト、準備を考えていただいて訓練することはすごく大事だと思いますので、いろんな方面からのご意見を聞きながらやっていただきたいと思うんです。

それで、この問題なんですが、先ほど言うていただいた総合訓練なんですが、具体的にどういう計画、計画また出されると思うんですが、どういう計画かというか、どこで設定されるかとか、場所、位置とかね。そういう地域、どこかでされると思うんですが、全体全部やるわけじゃないんでしょう。大きく4箇所でということを書いてましたけど、どういような形でされるんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）防災訓練には、地域防災訓練と総合防災訓練という二つがあります。先ほど4箇所というのは地域防災訓練で、来年度行いたいというふうを考えていますのが総合防災訓練ということで、市内全域を対象に実施したいと考えているんですけども、まだそのメニューというのは、現在、細かいところは今詰めていってはいるんですけども、基本的に避難所の運営に関することを基本に考えた総合防災訓練というのを行っていければというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）わかりました。ぜひちょっと万が一の時に対応できる訓練をお願いしたいと思いますので、以上で質問を終わります。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さんの質問は終わりました。

（午前11時28分 休憩）

暫時休憩をいたします。